

認可外保育施設を開設されている方へ
(施設型 認可外保育施設の開設をお考えの方へ)

1 認可外保育施設について

保育を行なうことを目的とする施設であって都道府県知事（指定都市市長、中核市市長を含む。以下同じ。）が認可している認可保育所以外のものを総称して認可外保育施設と呼んでいます。認可外保育施設の開設・運営に当たっては、以下の事項に留意してください。

2 設置後の届け出について

児童福祉法により、認可外保育施設を設置した場合は、事業開始の日から1か月以内に都道府県知事に対する届け出が義務付けられています。横浜市が定める設置届出書にご記入のうえ、必ず1か月以内に届け出をしてください。（届出先は、施設を設置する区の福祉保健センターこども家庭支援課になります。）また、事業開始後、届け出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届け出が必要となりますので、ご注意ください。（児童福祉法第59条の2）

なお、上記届け出を怠ったり、虚偽の届け出をした場合は過料が課せられる場合があります。（児童福祉法第62条の4）

幼児教育等を目的としている施設においても、乳幼児が保育されている実態がある場合は、保育所と同様の業務を目的としている施設として認可外保育施設となります。

※就学前の児童を対象として、少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上、施設で親と離れることを常態としている場合は保育されているものと考えられ認可外保育施設とします。

(注) 以下のいずれかに該当する施設は、届出対象外施設となります。ただし、届出対象施設と同様、横浜市による指導監督の対象となり、毎年、運営状況報告書の提出が必要になります。

- ① 店舗等において、商品の販売や役務の提供を行う間、顧客の乳幼児を保育する施設（例：デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。）
- ② 親族間の預かり合い（設置者が四親等内の親族を対象。）
- ③ 設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の乳幼児の預かり
- ④ 半年を限度として臨時に設置される施設（例：イベント付置施設等）
- ⑤ 認定こども園法第3条第3項に規定する連携施設（幼稚園型認定こども園）を構成する保育機能施設（注：幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（上記施設を除く。）において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など、在園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものは届出の対象となる。）

3 運営状況の定期報告

すべての認可外保育施設（届出対象外も含む）は、毎年、運営状況報告をする必要があります。

また、事故等が生じた場合には事故報告書、24時間かつ週のうち概ね5日以上入所しているような長期滞在児がいる場合には、長期滞在時報告の提出が必要となります。

いずれの場合も、提出先は、施設を設置する区の福祉保健センターこども家庭支援課になります。

報告様式は、横浜市こども青少年局ホームページからダウンロードできます。

4 サービス内容の揭示等について

認可外保育施設を設置した場合は、利用者に対する情報提供として、サービス内容の揭示、利用者に対する契約内容等の説明及び利用者に対する契約内容等を記載した書面の交付を行わなければなりません。
(認可外保育施設指導監督基準第8(1)～(3))

(1) サービス内容の揭示 (認可外保育施設指導監督基準第8(1))

利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を揭示することが必要です。

(揭示内容)

- ・ 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・ 建物その他の設備の規模及び構造
- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 事業を開始した年月日
- ・ 開所している時間
- ・ 提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更の直近のもの内容及びその理由
- ・ 入所定員
- ・ 保育士その他の職員の配置数又はその予定
例) ・ 当該施設の保育士その他の職員のそれぞれの1日の勤務延べ時間数を8で除して得た数
 - ・ 職員のローテーション表及びその日実際に保育に当たる保育従事者の資格状況等の揭示
 - ・ その日実際に保育に当たる保育従事者の数及び有資格者数等を記載したホワイトボード等
- ・ 設置者及び職員に対する研修の受講状況
- ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故および保険金額
- ・ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・ 緊急時等における対応方法
- ・ 非常災害対策
- ・ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ・ 施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否か

(2) 利用者に対する契約内容等の説明 (認可外保育施設指導監督基準第8(3))

利用者に対し、サービスを利用するための契約の内容や手続き等について説明するよう努めなければなりません。

(3) 契約時の書面交付 (認可外保育施設指導監督基準第8(2))

利用契約が成立した時は、その利用者に対し契約内容等を記載した書面等を交付することが必要です。

(書面交付内容)

- ・ 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 施設の管理者の氏名

- ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携無いよう
- ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

5 設備・運営等に係る基準

児童の安全確保等の観点から、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、「認可外保育施設指導監督基準」（別添）に適合しているとともに、建築基準法、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令を遵守していることが必要です。

6 横浜市長の行う指導監督の趣旨

横浜市長は、保育を目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

7 法的根拠

認可外保育施設（届出対象外施設も含む。）であっても、児童福祉法に基づき横浜市長が必要と認める事項を報告することや職員の立入調査や質問に対してご協力いただくこととなっています。（児童福祉法第 59 条第 1 項）

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第 62 条第 3 号）

8 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、「認可外保育施設指導監督基準」に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第 59 条第 3 項～第 5 項）

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第 61 条の 4）

9 指摘事項の公表

届出対象施設は、年 1 回実施の運営指導及び緊急立入調査時の指摘事項（文書指導）についてホームページで公表いたします。

なお、児童福祉法上の措置である「改善勧告」、「事業停止命令」及び「事業閉鎖命令」についても公表の対象とします。また、単に指導状況だけでなく、その改善状況についても、公表します。

◎施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

10 助成事業

届出対象でかつ、適正な届出がなされている施設に対して、次にかかる経費の一部を助成しています。

(1) 調理担当職員等の保菌検査助成

対象施設において、調理又は調乳に携わる職員が原則毎月 1 回以上実施する保菌検査に要する経費。

(2) 施設所有・管理者賠償責任保険等加入助成

対象施設において、施設所有・管理者賠償責任保険又は普通傷害保険の加入に要する経費。

(3) 児童の健康診断受診費用の助成

入所児童の健康管理を図るため、児童の健康診断受診に係る経費。

(4) ブレスチェックセンサー導入費用の助成

ブレスチェックセンサーとは、睡眠中の乳幼児の呼吸が正常であるかを感知する装置のことです。寝ている乳幼児の下に敷く板状の製品や、衣服・オムツに取り付けるクリップ式の製品などがあります。

◎申請用紙は本市ホームページでダウンロードできます。申請先はこども青少年局保育・教育給付課です。

◎他都市では、賠償責任保険・傷害保険に未加入だった認可外保育施設での死亡事故が発生しております。

現在、保険に未加入の施設は、この助成なども利用し、万が一に備え、保険加入してください。



11 証明書の交付について

届出対象でかつ、適正な届出がなされている施設で、年1回実施の運営指導（立入調査）で、「認可外保育施設指導監督基準」をすべて満たしていた場合、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付します。これにより、保育に係る利用料が非課税となります。具体的には、

- ①保育料（延長保育、一時保育、病後児保育に係るものを含む。）
- ②保育を受けるために必要な予約料、年会費、入園料（入会金・登録料）、送迎料が該当します。

また、証明書を交付した旨をホームページでも公表します。

12 企業主導型保育事業を実施している事業者の方へ

幼児教育・保育の無償化に伴い、企業主導型保育事業を実施する施設（以下、「企業主導型保育施設」という。）においては、利用者の居住する市町村へ利用状況を報告する必要があります。

※無償化に関する支払いは横浜市ではなく、企業主導型保育事業所管の児童育成協会が行います。

① 4月1日時点の利用児童状況についての報告

4月1日時点の利用児童状況について、「企業主導型保育事業利用状況報告書」を提出してください。ただし、「一時預かり児童」「病児保育事業」のみを利用している児童については、記載は不要です。

② 途中入退園時の利用報告

4月以降に、企業主導型保育施設の利用を開始（入所）したときは「利用報告書」を、利用を終了（退所）したときは「利用終了報告書」を提出する必要があります。

事業者が、児童の保護者に各様式を配布し、必要事項を記入した後に回収してください。

「利用報告書」は利用開始日の属する月内に、「利用終了報告書」は利用終了日から1ヶ月以内に、本市に提出してください。

なお、「利用報告書」及び「利用終了報告書」の提出は、利用児童の年齢、無償化の対象となる児童か否かに関わらず、すべての利用児童について行ってください。ただし、「一時預かり事業」「病児保育事業」

のみを利用している児童については、提出は不要です。

こども青少年局ホームページで届出様式等のダウンロードができます。

【設置届（特定子ども・子育て支援施設等確認申請）、変更届、運営状況報告書、休止・廃止届について】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/ninkagai/ninkagai-jigyousya.html>

提出先：各区こども家庭支援課

【企業主導型 利用状況報告書、利用終了報告書について】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/ninkagai/kigyosyudo-jigyousya.html>

提出先：

〒231-0015

横浜市中区尾上町１－８ 関内新井ビル９Ｆ

横浜市こども青少年局保育・教育給付課

企業主導型担当

TEL：０４５－６７１－０２３４

※封筒に「企業主導型保育事業利用状況報告書在中」と朱書きしてください。



【この文書の照会先】

横浜市こども青少年局

保育・教育運営課運営・指導係

〒231-0005

横浜市中区本町６－５０－１０

TEL：０４５－６７１－３５６４

FAX：０４５－６６４－５４７９